

三木市地域密着型サービスの 基盤整備について

(定期巡回・随時対応型訪問介護看護の推進)

三木市における介護保険サービスの提供体制の確保

1. 三木市の介護サービス整備計画

(1) 基本方針

三木市第8期介護保険事業計画において高齢者が要介護状態になっても、自分の意思で自分らしい生活を営むことができる「高齢者の尊厳を支えるケア」の確立を目指す。

(2) 具体的な整備内容

重度の要介護者の増加に対応するためR5年度に①特別養護老人ホームを青山地区に整備が決定。一方で重度の要介護者でも住み慣れた自宅で最期まで生活したいというニーズに対応できる介護サービスが不足している。そのためR5年度までに②定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者を2事業者及び③看護小規模多機能居宅介護を1事業者整備する計画としている。

定期巡回・随時対応型訪問介護看護の概要



定期巡回サービス

1日複数回、決まった時間にヘルパーが訪問し、おむつ交換や服薬介助が可能です。安否確認、排せつ介助、体位変換、服薬介助、配膳下膳、水分補給

随時対応サービス

何かあったときに24時間365日、オペレーターに繋がり、相談ができます。

随時訪問サービス

相談に応じて（急な事態など）、緊急の訪問が可能です。

（例）転倒や急な排せつ介助など

訪問看護サービス

必要に応じて看護職員が訪問し、服薬管理、床ずれの処理、点滴管理などを行います。

利用対象者

要介護1から5の認定を受けている三木市民の方
（住所地特例の方も利用可能）

定期巡回・随時対応型訪問介護看護の特徴

- 日中・夜間を通じて、訪問介護と訪問看護を一体的に又はそれぞれが密接に連携しながら、定期の訪問と随時の対応を行います。
- 1日複数回の訪問により、利用者の日々の心身の状況の把握が可能になります。
- 訪問看護の利用がなくても、定期的（月1回）に看護職員が訪問し、看護の視点から本人の状況を把握します。

ケアプラン作成等の特徴

- ・ **ケアプランは、居宅介護支援事業所のケアマネジャーが作成します。**

小規模多機能居宅介護のように、担当するケアマネジャーが居宅介護支援事業所から定期巡回・随時対応サービス事業所へ移行しません。

- ・ **定期巡回・随時対応サービスの計画作成責任者がサービス提供日時を決定できます。**

1日複数回の巡回訪問により把握した利用者の心身の状況に応じて、事業所の計画作成責任者がケアプランの内容や利用者の状況を踏まえ、サービス提供日時を決めることができます。

- ・ **デイサービスやショートステイも併せて利用できます。**

定期巡回・随時対応サービスの利用中においても、通所介護や短期入所生活介護を利用することができます。ただし、通所介護等を利用した日の介護報酬が若干減額されます。

- ・ **訪問看護サービスを利用しない方もいます。**

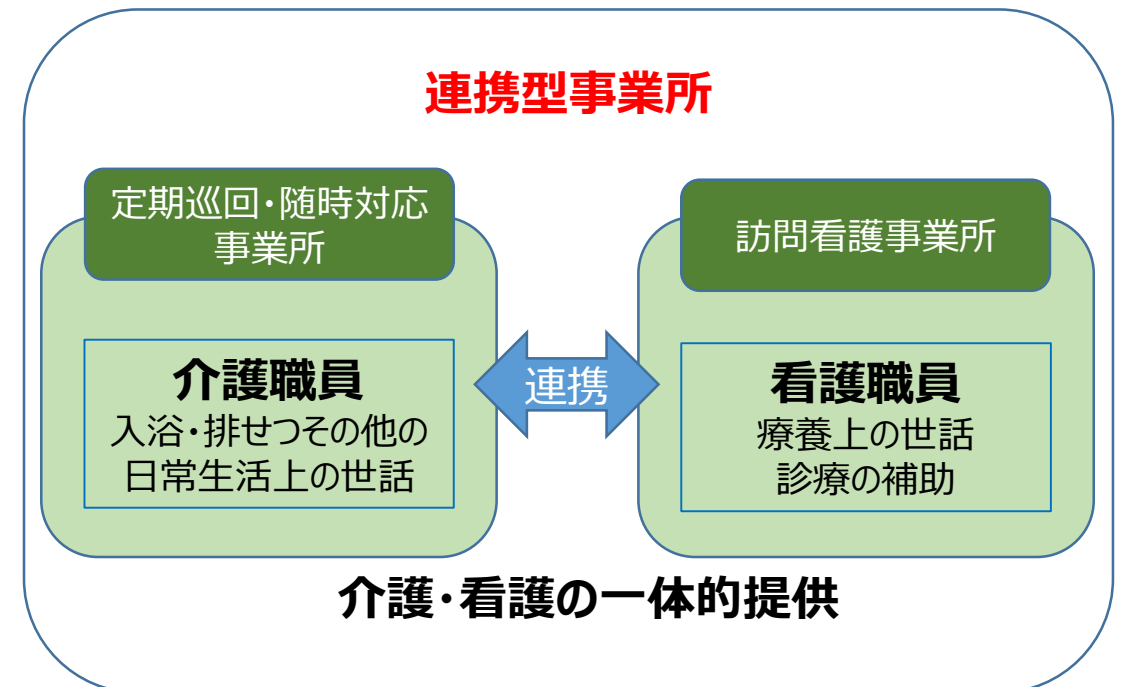
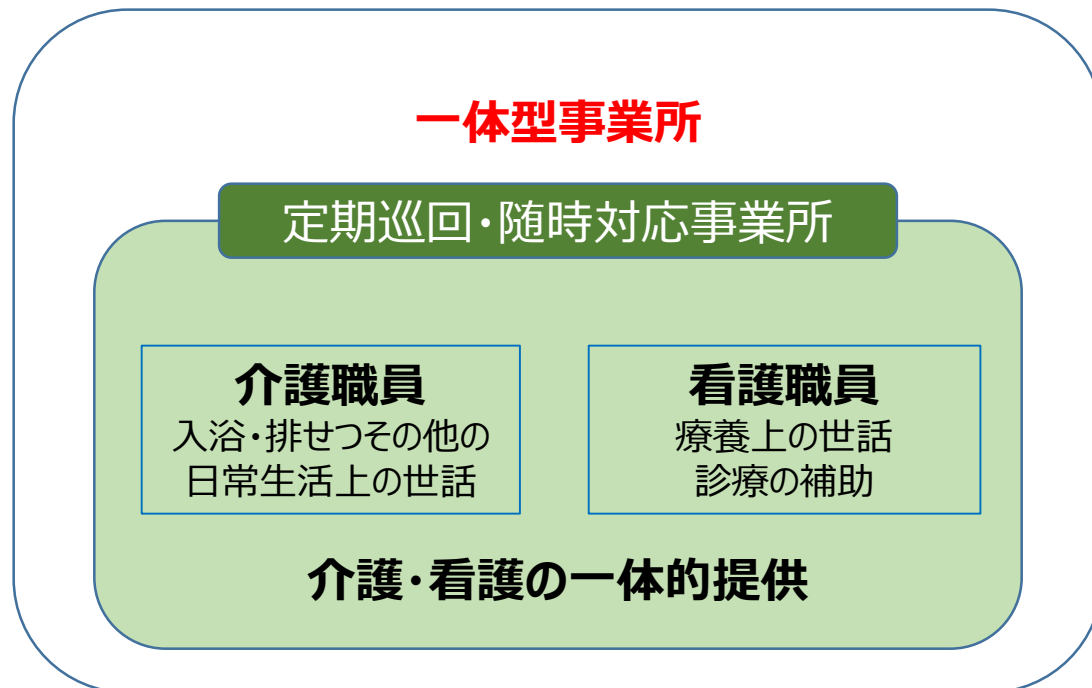
医師の指示書に基づき訪問看護を利用する利用者と、利用しない利用者が存在します。訪問看護サービスの利用がなくても、定期的に看護職員が訪問し、看護の視点からご本人・ご家族の状況をお伺いします。

定期巡回・随時対応型訪問介護看護の類型

・定期巡回・随時対応型訪問介護看護の2つの類型

- ①1つの事業所で訪問介護と訪問看護のサービスを一体的に提供する「**一体型事業所**」
- ②事業所が地域の訪問看護事業所と連携してサービスを提供する「**連携型事業所**」⇒訪問看護サービス（居宅での療養上の世話・診療の補助）は連携先の訪問看護事業所が提供

※いずれにおいても、医師の指示に基づく看護サービスを必要としない利用者が含まれる。



定期巡回サービスの人員基準

職種		資格等	必要な員数等
訪問介護員等	定期巡回サービスを行う訪問介護員等	介護福祉士 実務者研修修了者	・交通事情、訪問頻度等を勘案し適切に定期巡回サービスを提供するために必要な数以上
	随時訪問サービスを行う訪問介護員等	介護職員基礎研修 介護職員初任者研修 訪問介護員1級 訪問介護員2級	・常時、専ら随時訪問サービスの提供に当たる訪問介護員が1以上確保されるための必要数（利用者の処遇に支障が無い場合、定期巡回サービスに従事することができる） ・オペレーターが随時訪問サービスを行う訪問介護員等を兼務可能
看護職員		保健師、看護師、准看護師、PT、OT、ST	・2.5以上（併設訪問看護事業所と合算可能） ・常時オンコール体制を確保
オペレーター	うち1名以上は、常勤の保健師または看護師とする	看護師、介護福祉士等（※）のうち、常勤の者1人以上 ＋ 1年以上訪問介護のサービス提供責任者として従事した者	・利用者の処遇に支障がない範囲で、当該事業所の多種職及び同一敷地内の他の事業所・施設等（特養・老健等の職員（資格は必要）、訪問介護のサービス提供責任者、夜間対応型訪問介護のオペレーター）との兼務可能
上記の従業者のうち、1人以上を計画作成担当者とする。		看護師、介護福祉士等（※）のうち、1人以上	
管理者			・常勤、専従の者（当該事業所の職務や併設事業所の管理者等との兼務を認める。）

- ※1 訪問介護員等については、利用者の処遇に支障がない範囲で、他の施設等の職員（加配されている者に限る）との兼務可能
 ※2 「オペレーションセンター」の設置は設備基準としては求めず、地域を巡回しながら適切に随時コールに対応する形態も可能
 ※3 利用者がコールを行う、オペレーターがコールを受ける際の機器は、一般に流通している通信機器等の活用が可能
 ※4 初任者研修及び旧2級課程修了者のサービス提供責任者がオペレーターとなるには「3年以上」の経験を要する。

定期巡回サービスの人員配置例

随時訪問従事者

定期巡回従事者

オペレーター

看護職員

1人以上

24時間を通して訪問介護員等が、定期巡回、随時訪問、オペレーター（※）の全ての職種を兼務することが可能（※利用者の処遇に支障がない範囲で、当該施設の他の職種及び同一敷地内の他の事業所・施設等（特養・老健等の職員、訪問介護のサービス提供責任者、夜間対応型訪問介護のオペレーター）との兼務を求めている。）

または

1人以上

24時間を通して訪問介護員等が、定期巡回、随時訪問の職種を兼務すること、オペレーターを外部にて配置することが可能。

- ・複数事業所間での集約化
- ・併設施設等の職員活用により単独配置不要

※別法人でも可

2.5人

指定訪問看護サービスの提供も可能。
（2.5人は一体的に計算）

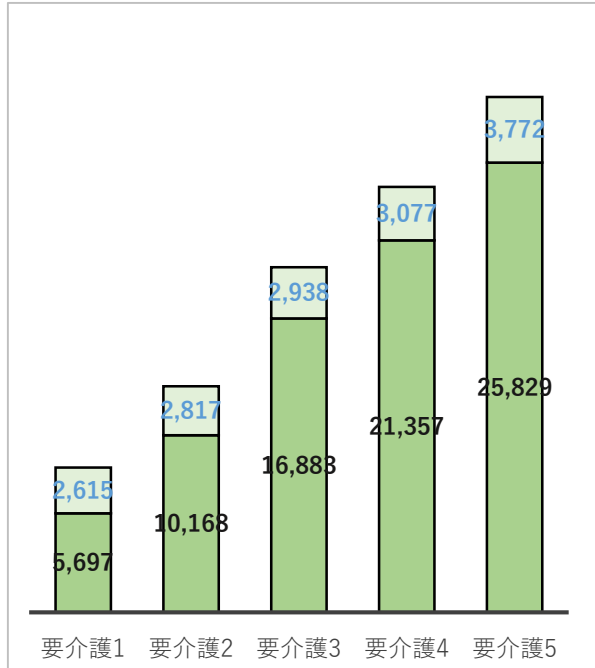
⇒事業の実施方法等に応じた柔軟な人員配置が可能

サービスの対象となる利用者像

項目	概要
中重度の要介護者に対応できる	訪問介護員による介護だけでなく、必要な利用者には主治医の指示書に基づいた訪問看護の提供を受けることができます。
軽度者でも使える	軽度者であっても、1日3回のタイミングに、食事支援と服薬確認のセットなどのケア内容で訪問することにより、単身であっても安定した生活が可能になります。
認知症支援にも有効	1日複数回の訪問(食事提供、安否確認、水分補給など)により、食事・服薬・受診が確実に行われることで認知症の利用者の生活リズムが安定し、徐々に人との関わりに自信を取り戻されたケースがあります。
退院直後にも有効	状態が不安定な退院直後の利用者でも、サービスを提供しながらアセスメントを行い、そのアセスメントに応じてサービス回数・内容等を適時変更し、利用者の状態安定に結び付けることができます。
共同生活になじめない利用者にも有効	暴言や介護拒否により通所系サービスの利用できない場合も、1日複数回の訪問により精神的な落ち着きを取り戻し、通所サービスの利用に至ったケースがあります。
寝たきりの利用者の状態改善にも有効	寝たきりとなっている利用者に、毎日の定期訪問の度に、端座位(椅子に座った時の状態)をとっているときだけ離床を促すことにより、立ち上がりができるまで改善したケースがあります。

定期巡回・随時対応型訪問介護看護の介護報酬

要介護度に応じた基本報酬



利用者の状態に応じたサービス提供や事業所の体制に対する加算・減算

【初期加算】
利用開始から30日間
(30単位/日)

【緊急時訪問看護加算】
緊急時の訪問看護サービスの提供
(315単位/月)

【ターミナルケア加算】
死亡日及び死亡日前14日以内に実施した
ターミナルケアを評価 (2,000単位/月)

【生活機能向上連携加算】
計画作成におけるリハビリテーション職との
連携
加算Ⅰ：100単位/月加算Ⅱ：200単位/月

【退院時共同指導加算】
退院時、医師等と共同指
導した場合
(600単位/回)

【総合マネジメント体制強化加算】
他職種で共同でプランの見直し、関
係施設に日常的に事業所の情報提供
を実施 (1,000単位/月)

【サービス提供体制強化加算】
介護福祉士や常勤職員等の割合や研修等の要件を満たす場合
(加算Ⅰ：750単位、加算Ⅱ：640単位、加算Ⅲ：350単位)

【処遇改善・特定処遇改善加算】
処遇改善 (Ⅰ) 13.7% (Ⅱ) 10.0% (Ⅲ) 5.5%
特定 (Ⅰ) 6.3% (Ⅱ) 4.2%

【同一建物減算】
50人未満：△600単位/月
50人以上：△900単位/月

通所系サービス又は短期入所系サービスを利用した場合
通所系サービス：利用日数×(62単位～322単位)を減算
短期入所系サービス：利用日数に応じて日割り計算

准看護師の訪問看護
(△2%/月)

	一体型事業所	
	介護・看護利用者	介護利用者
要介護1	8,287単位	5,680単位
要介護2	12,946単位	10,138単位
要介護3	19,762単位	16,833単位
要介護4	24,361単位	21,293単位
要介護5	29,512単位	25,752単位

連携型事業所
介護分を評価
5,680単位
10,138単位
16,833単位
21,293単位
25,752単位



連携先訪問看護事業所を 利用する場合の訪問看護費
2,945単位
3,745単位

事業参入に当たってのイメージと実態

イメージ	サービスの実態
夜間・深夜の対応が中心	日中の適切な巡回により利用者の安心感が高まり随時対応の頻度が減少。
利用者からのコール対応が中心	コールは、週単位で2回程度。実際の訪問に至るケースは月2回程度(集合住宅へのサービス提供分を除く)。
利用者とのコミュニケーションがとりにくい	訪問担当が変わっても所内で情報を共有し対応。1日複数回の訪問で利用者の全体を見ることが可能。
訪問時間が短いことで利用者の生活実態が把握しにくい	短時間でも1日複数回の訪問で生活全体を見ることが可能。ケアマネジャーとの情報連携の機会が増えたとする事業所が7割を超える。
軽度の利用者には不向き	1日複数回の訪問により単身者であっても安定した生活が可能。
訪問看護の利用ニーズがない人には不向き	訪問看護の役割は、日々の健康状態のモニタリングや介護職員への助言など幅広い。

開設に係る補助金について

補助種目	補助の区分上限額	内容
地域密着型サービス等の整備費	5,940千円	事業所整備の際に必要な工事費等
介護施設等の施設開設準備	14,000千円	事業所開設の際に必要な初度経費(備品購入費、開設前6ヵ月間の介護、看護職員を訓練等のため雇用する経費、職員募集経費、開設のための普及啓発経費など)
定期巡回・随時対応サービス事業者参入促進事業(人件費補助事業)	【補助基準額】 ・単独事業所 11,448千円 ・特養、老健併設 10,494千円 ・サ高住、有料併設 5,724千円	「補助対象経費」と「補助基準額」を比較しいずれか低い額 【補助対象経費】 月末時点の利用者数が21人未満の月に支出した人件費から定期巡回・随時対応型訪問介護看護に係る介護報酬収入及び利用者収入を差し引いた額の合計額(補助対象期間：最大12ヵ月)
定期巡回・随時対応サービス事業者参入促進事業(賃借料補助事業)	【補助基準額】 2,520千円	開設に必要な事務所に係る賃借料(ただし、定期巡回・随時対応型訪問介護看護に必要な部分に限る。)の2/3(補助対象期間：最大36ヵ月)

令和4年度も募集をしますので
是非整備の検討をお願いします。

連絡事項について

1. 報告書

受講終了後、報告書を1部提出

2. 提出期限

令和4年3月28日(月) ※郵送の場合は必着

※未提出及び提出遅延は、個別指導等の対象

3. 提出方法

介護保険課 錦織宛にメール及び郵送で提出

shinji_nishikori@city.miki.lg.jp

4. 質問等

報告書及びメールに記載してください

R3年度集団指導(YouTube配信等)受講報告書

令和4年 月 日

三木市 介護保険課長 様

●管理者1名が1部作成の上、**令和4年3月28日(月)までに**介護保険課へ提出してください。

●複数事業所等を兼務している場合、報告書の提出は1部で問題ありませんが、報告書に全ての施設・事業所の名称・サービス種別を記入してください。

●提出は、郵送・FAX・メールにて受け付けますが、個人情報の取扱いには十分注意してください。

集団指導受講日	令和4年 月 日
管理者名	
事業所番号	
※兼務あれば複数記入	
介護保険施設・事業所名	
※兼務あれば複数記入	
サービス種別	
※兼務あれば複数記入	

1 集団指導の実施方式(YouTube配信方式)について、いかがでしたか。(必須)

次の中から1つ○をつけてください。

- 1 よかった
- 2 よくなかった
- 3 どちらともいえない

2 上記を選んだ理由をお答えください。(必須) 例:自分のスケジュールに合わせて受講できた等

--

3 集団指導を受講して学んだこと及びそれを今後どのように業務に活用していこうと考えているかを記入してください。(必須) ※管理者が記入

--

4 集団指導に関するご意見、ご要望があれば記入してください。(任意)

--